

平成 21 年 3 月 27 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(○○)第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件

口頭弁論終結日 平成 21 年 1 月 16 日

判 決

原告 国

被告 株式会社 Y 1

(以下「被告 Y 1」という。)

被告 Y 2

(以下「被告 Y 2」という。)

被告 Y 3

(以下「被告 Y 3」という。)

主 文

- 1 原告と被告らとの間において、別紙供託金目録記載の供託金について、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。

事 実

第 1 当事者の求めた裁判

1 原告

主文同旨

2 被告 Y 2、被告 Y 3

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第 2 請求原因

1 原告（所轄庁：福島税務署長）は、福島市所在のA株式会社（以下「A」という。）に対し、平成19年3月9日現在、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に納期限を経過した本税・加算税・延滞税の合計232万9230円の租税債権を有し、また、平成19年3月23日現在、別紙租税債権目録2記載のとおり、既に納期限を経過した租税債権の合計313万4144円を有していた。

そして、同租税債権の額は、平成19年6月6日現在、別紙租税債権目録3記載のとおり、合計268万9644円となっており、さらに、同月7日以降、国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算された額の全額が未納となっている。

2（1）ア Aは、平成18年6月7日、B株式会社（以下「B」という。）との間で、建設工事下請基本契約書（以下「本件工事基本契約書」という。）に基づき建設工事請負契約（以下「本件工事基本契約」という。）を締結した。

イ 本件工事基本契約書2条には、「下請契約の履行に関する通則は、別途の建設工事下請基本契約約款の定めるところによる。」とされ、同約款（以下「下請約款」という。）12条には、「甲（B）又は乙（A）は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」との債権譲渡禁止特約（以下「本件譲渡禁止特約」という。）が付されていた。

（2）ア Aは、Bに対し、本件工事基本契約に基づく、①平成19年1月25日付け及び同年2月16日付け請求分の「C配管工事」（以下「C配管工事」という。）に係る工事請負代金878万8500円（消費税を含む）、並びに②平成19年1月26日付け請求分の「D配管工事」（以下「D配管工事」という。）に係る工事請負代金409万5000円（消費税を含む）の合計1288万3500円（消費税を含

む)の工事請負代金(以下「本件工事請負代金」という。)の支払請求権を有していた。

イ 平成19年2月15日、Bは、Aから、C配管工事及びD配管工事について、同日付けの「発注解除願」及び「立替支払依頼書」を、また、同月16日、Aの工事下請負人である有限会社E、F株式会社及びGことGの2社1個人からも、同工事に係る下請負工事代金について、同日付けの「支払要請書」を受領したため、下請約款41条に基づき、同日、Aが下請負会社に支払うべき下請負工事代金(以下「本件立替金」という。)930万8258円を上記下請負人らに立替払した。

ウ Bは、下請約款40条及び41条に基づき、Aに対して有する本件立替金930万8258円の支払請求権を自働債権とし、本件工事代金のうち、同立替金対当額の支払債務を受働債権とする相殺を行った。

エ この結果、AがBに対して有する工事請負代金支払請求権は、平成19年2月16日現在、357万5242円(以下「本件債権」という。)となった。

(3) 本件債権については、平成19年2月中旬から下旬ころにかけて、Aが被告Y2、被告Y3、被告Y1らに譲渡した旨の債権譲渡通知書等が、Bに到達した。

(4) Bは、上記(3)記載の債権譲渡通知書等が相次いで到達したが、本件工事請負代金債権には本件譲渡禁止特約が付されており、同特約について譲受人の善意・悪意が不明のため、真の債権者を確知できないとして、平成19年3月5日、法令条項を民法494条として、本件債権全額357万5242円を福島地方法務局に平成18年度金第●●号をもって供託した(以下「本件供託金」という。))。

3 (1) 原告は、平成19年3月9日、別紙租税債権目録1記載の租税債権を

徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条の規定に基づき、Aが有する本件供託金の還付請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書は、福島地方法務局供託官に送達された。

（２） また、原告は、平成19年3月23日に納期限を迎えた源泉所得税に係る租税債権（別紙租税債権目録2、2行目のもの）を徴収するため、同日、Aが有する本件供託金の還付請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書は、福島地方法務局供託官に送達された。

（３） 上記（１）及び（２）により、原告は、徴収法67条1項の規定に基づき、本件供託金の還付請求権の取立権を取得した。

4（１） 本件債権は、建設工事請負契約に基づく請負代金債権であるところ、一般に、建設工事請負契約について、発注者が取引相手と締結する基本契約等において債権譲渡禁止特約を付することが通例であることは、建設業界はもとより、金融業者にとっても公知の事実である。すなわち、建設工事請負契約においては、その履行に長期間を要するという契約の性質上、注文者と請負人の信頼関係が重要視され、契約に基づく権利・義務の譲渡については相手方の承諾を要する旨の特約を付するのが通常である。したがって、金融業者が建設工事請負代金債権を譲り受けようとするに当たっては、あらかじめ、譲渡禁止特約の有無について調査すべきであって、これを怠り、漫然と当該債権を譲り受けた場合には、仮に、同特約の存在を知らなかったとしても、そのことにつき重大な過失があるというほかなく、悪意の譲受人と同様、譲渡によって当該債権を取得することはできないというべきである。また、このことは、金融業者が元請会社と下請会社の間で締結された建設工事下請負契約から発生する建設工事下請負債権を譲り受ける場合においても同様であり、金融業者は上記調査義務を免れるものではない。

（２） 被告らは、本件債権を譲り受けた当時、いずれも金融業者であり、日

常的に貸付先の信用調査、債権管理回収業務を行っているものと考えられるところ、業務の成否に直接関係する債権譲渡禁止特約の存在について無関心であるはずはなく、建設工事請負契約について一般に債権譲渡禁止特約条項が付されていること及び本件債権が建設工事に係る契約に基づくものであることについては、当然了知していたはずである。仮に、被告らが本件債権の譲渡につき善意の第三者であったとしても、貸金業を営む被告らは、本件工事基本契約書等を確認したり、A又はBを確認するなどの方法により、債権譲渡禁止特約の存在を容易に知り得たにもかかわらず、かかる調査を怠って漫然と本件債権を譲り受けたのであるから、本件譲渡禁止特約を知らなかったことについて重大な過失があったものというべきである。したがって、被告らは、本件債権を取得し得ず、本件供託金の還付請求権も取得し得ない。

- 5 よって、原告は、被告らに対し、本件供託金について、原告が同供託金の還付請求権の取立権を有することの確認を求める。

第3 請求原因に対する被告Y2及び被告Y3の認否及び主張
(認否)

- 1 請求原因1は不知。
- 2 (1) ア 同2(1)アは認める。
イ 同2(1)イは不知。
- (2) ア 同2(2)アは認める。
イ 同2(2)イないしエは不知。
- (3) 同2(3)は認める。
- (4) 同2(4)は認める。
- 3 (1) 同3(1)は認める。
- (2) 同3(2)は認める。
- (3) 同3(3)は争う。

4 (1) 同 4 (1) は争う。

(2) 同 4 (2) は争う。

(主張)

1 (1) ア 被告 Y 2 は、平成 1 8 年 8 月 1 7 日、A に対し、8 4 万円を貸し付けた。

イ 被告 Y 2 は、平成 1 9 年 1 月 3 1 日、A に対し、5 3 万円を貸し付けた。

(2) 被告 Y 2 は、平成 1 9 年 1 月 3 1 日、A から、上記 (1) の各貸付債権の弁済のために、本件債権の譲渡を受けた。

(3) A は、B に対し、同年 2 月 1 9 日到達の内容証明郵便で上記 (2) の債権譲渡の通知をした。

(4) 被告 Y 2 は、A から本件債権の譲渡を受けた際、本件譲渡禁止特約があることを知らなかったものであるところ、知らなかったことについて過失はない。

建設工事請負契約の全てに譲渡禁止特約が付けられているものではないから、建設工事請負契約に譲渡禁止特約が付けられていることが公知の事実とはいえない。金融業者が、請負代金債権を担保に貸付けを行うに際し、借主が譲渡禁止特約のある工事基本契約書を開示することなどあり得ないことであり、契約書を確認しなかった被告 Y 2 に重大な過失があったとはいえない。

2 (1) ア 被告 Y 3 は、平成 1 8 年 6 月 1 2 日、A に対し、6 0 0 万円を貸し付けた。

イ 被告 Y 3 は、平成 1 9 年 1 月 2 2 日、A に対し、2 3 0 万円を貸し付けた。

(2) 被告 Y 3 は、平成 1 8 年 1 2 月 2 5 日、A から、上記 (1) ア の貸付債権及び将来発生する上記 (1) イ の貸付債権の弁済のために、本件債

権の譲渡を受けた。

(3) Aは、Bに対し、平成19年2月19日到達の内容証明郵便で上記(2)の債権譲渡の通知をした。

(4) 被告Y3は、Aから本件債権の譲渡を受けた際、本件譲渡禁止特約があることを知らなかったものであるところ、知らなかったことについて過失はない。

上記1(4)と同一の理由により、被告Y3についても重大な過失があったとはいえない。

第4 被告Y1について

被告Y1は、適式の呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭しないし、答弁書その他の準備書面も提出しない。

理 由

第1 原告の被告Y2及び被告Y3に対する請求について

1 証拠(甲1の1ないし3)によれば、請求原因1が認められる。

2 (1) ア 請求原因2(1)アは、当事者間に争いがない。

イ 証拠(甲2)によれば、請求原因2(1)イが認められる。

(2) ア 請求原因2(2)アは、当事者間に争いがない。

イ 証拠(甲4、5の1及び2、6の1ないし3、7、8、9の1及び2)によれば、請求原因2(2)イないしエが認められる。

(3) 請求原因2(3)は、当事者間に争いがないところ、原告は、被告Y2及び被告Y3の主張1(1)ないし(3)、同2(1)ないし(3)を明らかに争わないので、これを自白したものとみなす。

(4) 請求原因2(4)は、当事者間に争いがない。

3 (1) 請求原因3(1)は、当事者間に争いがない。

(2) 請求原因3(2)は、当事者間に争いがない。

4 そこで、被告Y2及び被告Y3について、本件譲渡禁止特約の存在に関する

悪意、重過失の有無について検討する。

(1) まず、原告は、被告Y 2 及び被告Y 3 が本件譲渡禁止特約の存在を知っていたと主張するが、本件全証拠によっても、これを認めるに足りない。

(2) 次に、原告は、本件譲渡禁止特約の存在を知らなかったことについて被告Y 2 及び被告Y 3 に重過失があると主張するので、以下判断する。

ア 証拠（甲 2、1 8 ないし 2 4）によれば、建設工事請負契約は、工事完成までの期間が長いことなどから注文者と請負人との信頼関係が前提とされる取引であるところ、請負人が請負代金債権を自由に譲渡し得るとなると、注文者において、工事完成義務の履行について不安を生じることなどから、いずれも中央建設業審議会が定めた民間の比較的大きな工事についての民間建設工事標準請負契約約款及び民間小工事についての民間建設工事標準請負契約約款には、請負代金債権について譲渡禁止の特約が設けられているなど、ほとんどの建設工事請負契約には、請負代金債権について譲渡禁止の特約が設けられており、下請契約についても同様であること、本件譲渡禁止特約も、B と A との間で、同趣旨のもとに設けられたものであることが認められる。この事実によれば、建設工事請負契約において、請負代金債権に譲渡禁止の特約が付されることは、建設業者のみならず、これらの業者に貸付けをする金融業者にとっても、周知の事実と認められる。

イ 証拠（甲 1 4、1 5、被告Y 2、被告Y 3）によれば、被告Y 2 及び被告Y 3 は、いずれも東京都における貸金業者の登録をした者で、A を含め事業者に対する貸付け業務を行っていたものであることが認められる。そうすると、被告Y 2 及び被告Y 3 において、本件債権に譲渡禁止の特約が付されていることを容易に予見し得たと認められるから、被告Y 2 及び被告Y 3 が本件債権を譲り受けるについては、譲

渡禁止特約が設けられているか否かについて、本件工事基本契約書及び下請約款を確認するほか、Bに照会するなどして調査すべき義務があったというべきである。しかしながら、証拠（被告Y2、被告Y3）によれば、Aに対し本件工事基本契約書及び下請約款を確認するほか、Bに照会すれば、本件譲渡禁止特約の存在を容易に知り得たにもかかわらず、被告Y2及び被告Y3は、Aから本件債権の譲渡を受けるに際し、Aに対し基本契約書等の書類を見せるよう求めるほか、Bに対し照会をするなどの手立てを講じず、本件譲渡禁止特約の有無について特段の調査をしなかったことが認められる。したがって、被告Y2及び被告Y3は、金融業者が尽くすべき上記注意義務を著しく懈怠したものであるというべきであり、被告Y2及び被告Y3に重過失があると認められ、Aから被告Y2及び被告Y3に対する債権譲渡は、いずれも無効となる。

第2 原告の被告Y1に対する請求について

民事訴訟法159条3項本文により、被告Y1において請求原因事実を自白したものとみなす。

第3 以上の次第で、原告の本訴各請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判官 岩田真